

長期モニタリング計画 評価項目の評価方針（案）

（1）背景

- ・H29-H30 の 2 カ年で、長期モニタリング計画の見直しを完了（H31.4 改訂）。
- ・改訂した長期モニタリング計画に基づき、8つの評価項目の評価及びこれらの総合評価について、本計画の終期である令和 3 年度（2021 年度）中の完了を目指す。
- ・令和元年度は、評価に係る作業手順等を検討し、確定次第、作業に着手する。

（2）8評価項目の評価の基本的進め方

- ①平成 29 年度の「中間総括評価」及びその後の調査結果等を用いて、評価項目ごとに、個別モニタリング項目を評価（長期モニタリング計画 別表 3 参照）。

※個別項目の毎年の評価は可能な範囲で継続しつつ、当面は評価項目の評価を優先。
- ②評価項目ごとに、対応する個別モニタリング項目の評価を総括し、統一様式の評価シートにより「評価項目の評価案」を作成。令和 2 年度中のとりまとめ完了を目指す。

※評価案の作成は各 WG 等で分担する（下表）。多数の WG 等が評価案の作成に関わる評価項目は、各 WG 等での議論を踏まえ事務局間で調整し評価案をとりまとめる。
- ③「評価項目の評価案」は、科学委員会で確認し、最終評価として決定する。

＜評価項目の評価案とりまとめ主体＞

評価項目	評価案のとりまとめ主体
I 特異な生態系の生産性が維持されていること。	海域 WG
II 海洋生態系と陸上生態系の相互関係が維持されていること。	事務局
III 遺産登録時の生物多様性が維持されていること。	事務局
IV 遺産地域内海域における海洋生態系の保全と持続的な水産資源利用による安定的な漁業が両立されていること。	海域 WG
V 河川工作物による影響が軽減されるなど、サケ科魚類の再生産が可能な河川生態系が維持されていること。	河川 AP
VI エゾシカの高密度状態によって発生する遺産地域の生態系への過度な影響が発生していないこと。	エゾシカ・ヒグマ WG
VII レクリエーション利用等の人為的活動と自然環境保全が両立されていること。	適正利用・エコツーリズム WG
VIII 気候変動の影響もしくは影響の予兆を早期に把握できること。	事務局

(3) 総合評価書

- ・全8評価項目の評価案が科学委員会で決定される段階で、科学委員長と事務局により「総合評価書」の案を作成（個々の評価項目の評価を更に要約し、簡潔にまとめる）。
- ・総合評価書は、その案を科学委員会で議論した上で、地域連絡会議からの意見聴取等を行って完成させる（令和3年度（2021年度）までに）。

(4) 地域関係者の意見等の反映

- ・各WG等での議論の段階で、地域関係者に適宜参加いただくことも可能。
- ・科学委員会で了承された総合評価書は地域連絡会議で説明し、総合評価書又は世界遺産地域の管理に対する意見などを聴取し、必要に応じて総合評価書に付記。

(5) 評価結果の取扱い

- ・評価結果は、知床世界自然遺産地域の住民を含め、広く一般に公表・発信する。
(※このため、評価は可能な限り平易かつ視覚的にわかりやすい表現とする。)
- ・評価結果及び評価の過程で得られた助言等は、令和4年度開始となる「第2期長期モニタリング計画」の策定及び今後の世界遺産管理計画の改訂の際に活用する。

(6) 想定スケジュール

	H31/R1(2019)				R2(2020)				R3(2021) ※長期モニタリング計画(第一期)終了				
	WG等①	科学委員会①	WG等②	科学委員会②	WG等①	科学委員会①	WG等②	科学委員会②	WG等①	科学委員会①	WG等②	科学委員会②	地域連絡会議②
評価の方針 (進め方等)	検討→	決定											
評価項目の評価案			事務局案提示	評価案検討	→	→	→	評価決定					
総合評価書									事務局案提示	→	→	評価決定	意見聴取→完成・公表
第二期長期モニタリング計画								策定方針の検討・決定	→	第二期計画(案)の検討	→	第二期計画(案)の決定	報告